

茨城県日立市の海水浴場で海の家を経営する申立人について、原発事故による風評被害が継続しているとして、平成25年夏季の営業損害が賠償された事例。

927

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(ただし、下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 営業損害(風評被害による逸失利益)
(2) 期間 自平成25年6月23日 至平成25年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金116万6261円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか当事者間に何らの債権債務がない。
(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成26年5月23日

(仲介委員 竹原虎之助)